

# 地下浸透関係の書類に関するQ&A集（審査機関等・保健所向け）

令和5年4月

沖縄県環境部環境整備課

No	質問	回答
1	蒸発散方式が届出された場合の取扱はどのようにするか。	蒸発散方式の場合は、保健所で別紙<公共用水域以外への放流方法>の「蒸発散方式」の条件を満たしているかを確認しますので、建築主事又は指定確認検査機関におかれましては、蒸発散方式の届出が提出された場合は、保健所と事前調整されているかをご確認のうえ、未調整の場合は一旦管轄の保健所をご案内ください。
2	管轄保健所と事前調整済みの蒸発散方式が届出された場合、建築主事又は指定確認審査機関ではどのように書類を確認したらよいか。	既に保健所と事前調整済みである場合は、建築主事又は指定確認検査機関では、以下2点をご確認ください。 ① 蒸発散方式用の添付書類が揃っているか。 ・ 蒸発散施設の設置位置図 ・ 蒸発散施設の規模、構造を示す資料 ・ 浄化槽放流水地下浸透等確認票（様式第6号） ・ 飲用井戸等確認報告書（様式第7号） ・ 浄化槽法第11条検査依頼書  ② 様式第6号については、「添付書類のチェック欄にチェックが入っていること」及び「公共用水域へ放流できない理由が回答されていること」をご確認ください。
3	浄化槽放流地下浸透確認票にある「2. 浸透能力を示す資料」、「4. 土壌浸透能力を示す資料」とは具体的にどのような資料か。	「2. 浸透能力を示す資料」とは、地下浸透装置の設計書及び図面等を想定しており、「4. 土壌浸透能力を示す資料」とは、土壌浸透試験の結果が記載された報告書等を想定しております。
4	土壌浸透速度の0.042cm/分以上の根拠は何か。	「浄化槽の構造基準・同解説2005年版p276」において、土壌浸透処理可能な土地の条件として「土壌の浸透速度は過大又は過小でないこと」とされており、具体的な数値については、三重県で採用されている土壌浸透速度0.042cm/分の基準（他県の要綱でも多く採用されている基準）を採用しました。
5	公共用水域へ放流できない理由の一つに、「河川等の公共用水域がない」とあるが、「等」には「海」も含まれているか。	「公共用水域」については、水質汚濁防止法第2条第1項で定義されており、海域も公共用水域に含まれます。 なお、海域へ放流する際は放流先の管理者にご相談ください。
6	チェック欄（建築主事）において、内容確認でチェックができない場合の扱いを教えてください。	チェックシートに下段に備考欄を設けますので、書類確認後に懸念事項がありましたら、備考欄に記載していただき、設置計画書にチェックシートを添付した上、

	い。	<p>保健所へ送付するようお願いいたします。なお、地下浸透放流の届出については、別途早めに保健所へ送付するようお願いいたします。</p> <p>地下浸透放流の添付書類について、不明点がありましたら、管轄の保健所へお問い合わせください。</p>
7	<p>民間の確認審査機関（沖縄県指定もしくは、国指定）についても、地下浸透の場合は、当該チェックシートの法的な審査義務が生じるのか。</p>	<p>当該チェックシートは審査機関等が地下浸透放流に係る審査を行いやすくする目的で作成しました。チェックシートの法的な審査義務が生じるものではありませんが、チェックシートを御活用の上、地下浸透関係の書類を確認していただきますようお願いいたします。</p>
8	<p>確認票の内容確認として、「土壌浸透速度」が0.042cm/分以上である。</p> <p>「浸透水による地滑り等災害発生の恐れの確認有無」について「無」に○がついている。</p> <p>の2項目について、図書の添付及び「無」に○がされていることのみを確認するという認識で</p>	<p>「2 土壌浸透速度が0.042cm/分以上である。」ことについては、図書の添付に加え、不等号の成立（報告された数値が0.042cm/分以上となっているか）についてもご確認ください。</p> <p>また、災害発生の恐れの有無については、ご認識のとおり「無」に○がされていることのみ確認して下さい。</p> <p>地下浸透放流については、設置者（管理者）の責任のもと行うものと考えております。</p>
9	<p>「地下浸透関係の書類については、当シートに沿って添付書類が揃っているか等の確認」について、特定行政庁等（確認検査機関を含む）は添付書類が揃っていること以外に、審査を要する事項はあるのか。</p>	<p>建築基準法のためまずには、地下浸透枘も含まれることから、建築主事等においても、それらが設置されているかを建築基準法に基づき、確認する必要があります。したがって、土木事務所等では以下2点の確認を行っていただくようお願いします。</p> <p>(1) 地下浸透関係の添付書類が揃っているか。</p> <p>(2) 様式に未記入箇所がないか。なお、数値については不等号の整合が取れているかを確認する。</p> <p>上記1及び2のどちらか一方でも満たしていない場合は、土木事務所等から届出者に確認をお願いします。</p>
10	<p>「適当な放流先がない場合」の判断は保健所が行うのか、または土木事務所が行うのか。</p>	<p>設置計画書において浄化槽処理水の放流先が「地下浸透」と記載されている場合は、建築基準法第93条第5項に基づく保健所長への通知がなされた際に、保健所において、適当な放流先がないことの最終的な確認を行います。</p> <p>なお、適当な放流先がない場合とは、公共用水域への放流（河川、湖沼、海域その他公共の用に供される水域、水路（道路側溝を含む）、蒸発散方式ができない場合を指します。</p>

11	<p>建築主事又は指定確認検査機関が地下浸透の関係書類を確認した後、チェックシートはどうすれば良いか。</p>	<p>建築主事又は指定確認検査機関において、地下浸透書類の確認がされているかを保健所でも確認させていただくため、設置計画書にチェックシートを添付の上、保健所へ送付してください。なお、地下浸透放流に係る設置計画書については早めに保健所へ送付いただけるよう御協力下さい。</p>
12	<p>地下浸透の関係書類を保健所で確認した際に書類の不備等があった場合は、どのように対応すれば良いか。</p>	<p>保健所において当書類を確認した後、生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認められる場合は、設置者への直接の指導のほか、建築基準法第93条第6項の規定（及び沖縄県浄化槽取扱要綱第3条第1項第2号イの規定）に基づく建築主事又は指定確認検査機関への意見書の送付等の対応が考えられます。</p>
13	<p>浄化槽等維持管理に関する誓約書（様式第8号）は地下浸透放流する場合にのみ提出する書類なのか。</p>	<p>今回の要綱改正において、放流先に関わらず、浄化槽設置者全員が様式第8号を提出することとしております。「公共用水域放流・その他用」「地下浸透放流用」「蒸発散方式用」と3パターンありますので、放流先に適合した様式となっているかをご確認ください。</p>